

令和5年度環境文化の聞き書き（「川内川流域県立自然公園」周辺地域） 企画・運營業務委託に係る仕様書

1 業務名

令和5年度環境文化の聞き書き（「川内川流域県立自然公園」周辺地域）企画・運營業務委託

2 事業の目的

本県は、南北約600kmに及ぶ広大な県土に、緑豊かな森林や美しい海岸線など豊かな自然に恵まれ、約2万種もの野生の動植物が生息・生育し、豊富な生態系を形成している。

そのような中、現在の生物多様性と地域の文化は、長い年月をかけ、人と自然との関わり（環境文化）によって成立しており、その地域の気象条件に応じて作物を栽培したり、自然の中で山野の恵みを持続的に得たりしていくための地域の言い伝えなどは、長く地域社会の中で継承されてきたものである。

しかし、輸入した資源等に依存する産業活動や人々のライフスタイルの変化、過疎・高齢化の進行に伴い、このような知恵や技術は次世代に継承されないままに失われつつあり、各地域において長年にわたって築きあげられてきた環境文化を記録し、後世に伝承していくことが重要である。

これらを踏まえ、地域での経験が豊富な高齢の農林漁業者や、地域に長く暮らす高齢者等（話し手）に、地域の若者など（聞き手）が自然と共生する暮らし方について話を聞き、地域の生物多様性に関する情報を収集・蓄積し活用するため、「聞き書き」を実施する。

3 履行期限

令和6年3月11日（月）

4 聞き書きの概要

- (1) 聞き書きの企画等に係る県自然保護課との協議
- (2) 聞き手及び話し手（素材）の選定
- (3) 聞き手及び話し手に対する事前説明の実施
- (4) 聞き書きの実施
- (5) 書き起こしの助言や補助等の支援
- (6) 話し手に対する謝金の支払い
- (7) 成果物の作成

5 聞き書きの内容

(1) 実施対象地域

「川内川流域県立自然公園」周辺地域（薩摩川内市、伊佐市、さつま町）

(2) 県自然保護課との実施目的の共有

着手に際し、県自然保護課と十分な打合せ等を行い、具体的な聞き書きの内容が、地域の自然環境とそこで暮らす人々によって培われ、受け継がれてきた環境文化を深掘りしたものとなるよう、実施目的及び実施内容を共有すること。

(3) 聞き手及び話し手（素材）の選定

ア 聞き手は対象地域の高等学校の生徒を想定している。1人の話し手に対して生徒2～4人程度を1組として、各校1組から3組程度を想定しているが、学校の実情に応じたグループ分けを行うものとする。

なお、高等学校の生徒が聞き書きを実施する場合は、高等学校側が聞き手の選定を行うものとする。

イ 話し手は、対象地域に居住する、地域での経験が豊富な高齢の農林漁業者や地域に長く暮らす高齢者等で、自然と共生する暮らし方等について話ができるものとし、聞き手のニーズにも対応できるよう、複数を選定すること。

また、学校側（聞き手）の希望を十分に考慮して選定を行うものとする。

ウ 協力可能な学校が確保できない場合は、上記に限らず、大学生やボランティア団体、地域活性化のための活動団体等、本事業の目的に適合する対象を幅広く検討し聞き手を選定すること。

エ 聞き書きの素材（テーマ）については、地域の自然環境に根ざしたものであることに留意すること。

(4) 聞き書きの実施

ア 話し手及び聞き手の選定については、県自然保護課と十分に調整を行うこと。

イ スケジュールや場所等については、話し手や聞き手と調整を行い、時間や場所を確保すること。

ウ 聞き手が主体的に聞き書きを実施できるよう、事前の準備を支援すること。

具体的には、環境文化とは何か、聞き書きとは何か、誰が何を聞くか、どのような話の流れとするかなど、聞き手が理解して聞き書きを実施できるよう、事前に十分な説明を行うこと。

エ 話し手に対しても、環境文化とは何か、聞き書きとは何かや、当日の流れを事前に説明しておくこと。

オ 聞き書きに同行して、写真撮影や記録補助（カメラ・録音機器の準備も含む）など、聞き手の支援をすること。

また、聞き手に対して保険を必ず掛けることとし、必要に応じて、聞き手の送迎なども行うこと。

カ 聞き書き実施後、話し手に対して謝金を支払うこと。

キ 聞き手及び話し手に、氏名、顔写真、聞き書きの風景写真等を本事業の成果品や鹿児島県が作成する資料、パンフレット・広報誌、ホームページ等に使用すること等について書面により同意を得ること。

(5) 聞き書きの実施回数及び時期

ア 最低10人の話し手から聞き書きを実施できるよう計画すること。地域の実情等により、10人の話し手からの実施が困難な場合は、県自然保護課と協議の上、実施地域・回数等を調整すること。

イ 令和5年10月末を目途に話し手から話を聞き終える日程で実施すること。

(6) 成果品の内容

ア 書き起こし作業は、聞き手が行うが、話し手に対して誤りがないか確認を行うなど、必要に応じて助言等の支援を行うこと。

イ 聞き手から提出された文章を1つの作品ごとにA4サイズ2枚（800～1,200文字程度）にまとめ、成果品を作成すること。

ウ 成果品には以下の内容を必ず入れること。

(ア) 聞き書きのタイトル

(イ) 話し手の名前、聞き手の名前

(ウ) 話し手の写真

(エ) 聞き書きの内容にあった写真やイラスト

(オ) 聞き手の感想（参加して気付いたこと、良かったこと等）

エ 成果品には、県自然保護課の指示があった場合、聞き書きの内容を補完するための付加情報やコラムを含めること。

オ 成果品の納品は、事前に話し手と聞き手に内容の確認を行った上で、電子データにて履行期限内に提出すること。

6 事業費等

(1) 対象経費

本業務の対象経費は、聞き書き実施及び成果品納品に必要な需用費（消耗品費，印刷製本費），会場借上費，役務費（通信運搬料），保険料（聞き書き実施に係る生徒等の保険料），報償費（話し手への謝金），機材使用料，食料費（話し手昼食，飲み物代），事務局経費（賃金，話し手や学校等との打ち合わせに要する旅費）等とする。

※ ボイスレコーダー1台は県自然保護課で貸し出しが可能である。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは，精算払いとする（前金払可）。

(3) 経理区分

本業務の経理は，他の経理と明確に区分し，会計帳簿，決算書類等収支を明らかにする書類を整備し，本業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保管すること。

7 著作権等

(1) 成果品に関する著作権，著作隣接権，商標権，商品化権，意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は，特に別途定めのない限り，県に帰属するものとする。

(2) 受託者は，自ら制作・作成した著作物に対し，いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果品の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合，その著作権は受託者に留保されるが，可能な限り，県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて，無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果品の中に第三者の著作物が含まれている場合，その著作権は第三者に留保されるが，受託者は可能な限り，県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて，第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果品納品の際には，第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には，受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 その他留意事項

(1) 業務遂行に当たっては，統括責任者を定めること。

(2) 委託業務の進捗状況等については，委託者の指示に従い，随時報告すること。

(3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し，又は請け負わせてはいけない。ただし，委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

(4) 受託者は，本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い，目的外の使用，第三者に開示，漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 特定商品の宣伝又は斡旋，情報の収集等営業活動に類する行為は行わないこと。

(6) 本仕様書に疑義が生じたとき，本仕様書により難い事由が生じたとき，あるいは本仕様書に記載のない事項については，委託者と協議し，その指示に従うこと。